



使用料等の見直し について 疑問・質問 にお答えします

平成25年11月



なみすけ © SUGIYAMA CITY

※このパンフレットは、現在、検討を進めている使用料等の見直しの概要をお知らせするものです。各施設の使用料などの詳細は、「使用料等の見直し(素案)」をご覧ください。区ホームページのほか、区政資料室(区役所西棟2階)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

<問合せ先> 杉並区政策経営部財政課 ☎ 03-3312-2111 (代)



今回、見直す使用料等は何ですか？ また、改定はいつからですか？



施設使用料を中心に8つの使用料等を見直します。改定期間は、平成27年1月を予定しています。なお、学童クラブ利用料と区立施設駐車場については、平成27年4月の改定を予定しています。

見直しにあたっては、使用料等の料金とともに、利用時間区分、団体利用の取扱いなどについても見直しを行います。

<見直す使用料等>

施設使用料	その他の使用料等
① 集会施設使用料	⑤ 学童クラブ利用料
② 体育施設使用料	⑥ 有料制自転車駐車場使用料
③ 学校開放施設使用料	⑦ 放置自転車撤去手数料
④ 目的外使用施設使用料	⑧ 区立施設駐車場（新たに4施設を有料化）



なぜ使用料を見直すのですか？



行政サービス（施設運営など）にかかる経費から算定した料金と、現行使用料との間に差が生じており、定期的に見直していく必要があるためです。

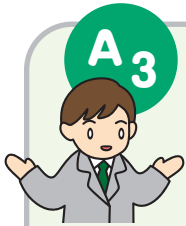
使用料収入と行政サービスにかかる経費（施設運営などの維持管理経費）との不足分は、公費で賄うこととなり、区民全体の負担となることから、受益者負担の適正化と未利用者との公平性を確保していくため、定期的に見直しを行うことが必要です。

しかし、集会施設や体育施設などの使用料の見直しについては、平成9年度以降、改定を行ってこなかったことから、現行使用料と直近の決算数値を用いた算定結果との間に差が生じており、見直しが必要となっています。





Q3 受益者負担の適正化とは、どういうことですか？



A3 行政サービス（施設運営など）にかかる経費について、公費で賄う部分と受益を受ける利用者（受益者）が負担する部分とのバランス、また、受益者と他の区民との間の負担のバランスを適正に保つことです。

全区民を対象とする行政サービスの経費は、区税で賄うことを基本としていますが、例えば施設利用などは、利用の対象が一部の区民であり、施設を利用する特定の人だけが利益を受けることとなりますので、その受益の範囲内で対価としていただいているものが使用料です。

したがって、施設使用料などの設定にあたっては、公費で賄う部分と受益を受ける利用者（受益者）が負担する部分とのバランス、また、受益者と他の区民との間の負担のバランスを適正に保つことが必要となります。これが「受益者負担の適正化」です。



Q4 使用料は、どのように計算しているのですか？
人件費などの経費を丸ごと含めて算出していると聞いたのですが！



A4 いいえ、丸ごとではありません。区では、原価の一部を利用者に負担していただくという考えから、全体経費のうちから人件費の一部や減価償却費などを除いた上で、直近の決算数値などを用い算出しています。

原価の一部負担方式として、施設使用料については、使用料を算定するための経費として、下表のとおり、直接的な人件費と維持管理費の経常的経費を対象とし、それ以外の経費は、対象から除いて算定しています。

そのうえで、集会施設については、1時間当りの1平米あたりの使用料原価を算出し、利用施設の面積と使用時間数に応じて、各施設の使用料を算出しています。

また、体育施設については、同種、同規模の施設の1時間当りの使用料原価を算出し、時間数（基本2時間）で、使用料を算出しているものです。

<施設に係る全ての経費>

使用料算定の対象経費	対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> 維持管理経費のうち経常的経費 直接的な人件費（利用者に対して、直接サービスを提供するプール監視などの人件費） 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理経費のうち臨時的経費 間接的な人件費（受付など） 資本的経費（土地取得経費、施設建設費、減価償却費、大規模修繕費）

Q5



使用料を算定する際、なぜ、すべての経費を対象にしないのですか？

A5



利用者の負担が大きくなりすぎることで、また、公の施設の使用料の算定方法として、適切でないと考えているからです。

集会施設や体育施設の使用料算定にあたって、仮に、現在、対象外としている受付などの間接的な人件費や減価償却費などを加算して試算すると、今回の見直しによる算定金額の2倍以上の金額となります。こうした算定金額は、適正な受益者負担の原則からみても、利用者の負担が大きくなり過ぎるものと考えています。

さらに、誰もが利用できる公の施設の使用料の算定方法として、施設に係る全ての経費を受益者負担とすることは、かえって公平性を欠くことになりかねません。このため、区では間接的人件費や減価償却費などは、算定に加えていません。

Q6



急激な値上げは困るのですが！

A6



急激な負担増とならないよう段階的な引き上げ措置をとります。



集会施設及び体育施設については、登録団体の減額措置の廃止と使用料の改定に伴い、負担が大きくなる部分があることから、下表のとおり3段階での移行措置をとり、利用者の急激な負担の増加を抑えることとします。なお、引き下げになるものは、第1期から適用します。

	【第1期】 平成27年1月1日から 28年3月31日	【第2期】 平成28年4月1日から 29年3月31日	【第3期】 平成29年4月1日以降
改定使用料が引き上げになるもの	一部引き上げ	一部引き上げ	改定使用料を適用
改定使用料が引き下げになるもの	改定使用料を適用 (引き下げ)	⇒	⇒

～ 今回見直しを行う使用料等の概要 ～

ここの掲載したものは、各使用料等の一部（抜粋）です。各使用料等の金額などの詳細は、区公式ホームページに掲載している「使用料等の見直し(素案)」をご覧ください。

○集会施設及び体育施設使用料

集会室使用料の算出例（表1）

荻窪地域区民センター 第1集会室								
時間区分	区分	現行	改定後		第1期	⇒ 第2期	⇒ 第3期	
午前 9時～12時	一般	2,500円	午前 9時～12時	一般	2,700円	2,900円	3,100円	
	登録団体	1,250円		登録団体	1,800円	2,400円		
午後 13時～17時	一般	4,300円	午後① 13時～15時	一般	2,100円	2,100円	2,100円	
				登録団体	1,400円	1,700円		
	登録団体	2,150円	午後② 16時～18時	一般	2,100円	2,100円	2,100円	
				登録団体	1,400円	1,700円		
夜間 18時～21時	一般	3,200円	夜間 19時～21時	一般	2,100円	2,100円	2,100円	
	登録団体	1,600円		登録団体	1,700円	1,900円		
(現行) 使用時間の超過する場合は使用時間帯の使用料の3割相当額を徴収する。 また、「午前と午後」など、引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。				延長 使用料	一般	700円	700円	700円
					登録団体	400円	500円	
				「午前と午後①」、「午後①と午後②と夜間」、「午前と午後①と午後②と夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間については、延長使用料を徴収する。				

ホール使用料の算出例（表2）

久我山会館ホール（平日）								
時間区分	区分	現行	改定後		第1期	⇒ 第2期	⇒ 第3期	
午前 9時～12時	一般	7,400円	午前 9時～12時	一般	7,400円	7,400円	7,500円	
	登録団体	3,700円		登録団体	4,900円	6,200円		
午後 13時～17時	一般	14,000円	午後 13時～17時	一般	14,000円	14,000円	15,000円	
	登録団体	7,000円		登録団体	9,600円	12,000円		
夜間 18時～21時	一般	14,000円	夜間 18時～21時	一般	14,000円	14,000円	15,000円	
	登録団体	7,000円		登録団体	9,600円	12,000円		
(現行) 使用時間の超過する場合は使用時間帯の使用料の3割相当額を徴収する。 また、「午前と午後」など、引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。				延長 使用料	一般	1,800円	1,800円	1,800円
					登録団体	1,300円	1,500円	
				「午前と午後」、「午後と夜間」、「午前と午後と夜間」を引き続き使用する場合の中間時間については、延長使用料を徴収する。				
全日	一般	31,000円	全日	一般	全日使用の使用料規定は廃止する。			
	登録団体	15,500円		登録団体				

体育施設使用料の算出例（表3）

施設区分	対象施設	区分	時間数	現行	改定後		
					第1期	⇒ 第2期	⇒ 第3期
体育館	上井草	一般	2時間	5,100円	6,000円	6,900円	7,900円
		登録団体		2,550円	4,300円	6,100円	
	高円寺・荻窪 大宮前	一般	2時間	3,300円	4,100円	5,000円	5,900円
		登録団体		1,650円	3,000円	4,400円	
庭球場	対象全施設	一般	2時間	800円	800円	900円	1,000円
		登録団体		400円	600円	800円	

施設区分	対象施設	区 分	時間数	現 行	改定後		
					第1期	⇒ 第2期	⇒ 第3期
野球場	対象全施設	一 般	2時間	3,200円	3,400円	3,600円	3,800円
		登録団体		1,600円	2,300円	3,000円	
プール	屋内プール 一般使用	(※)	1時間	250円	250円	250円	250円
	屋内プール 貸切使用1コース	一 般	2時間	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
登録団体		3,000円		4,000円	5,000円		

(※) 区内在住の60歳以上の方を対象とした半額措置は、年齢要件を65歳以上に改め、平日午前限定して2分の1減額措置を継続します。

○学校開放施設使用料 (表 4)

		現 行 (5時間以内)				⇒		改定後 (1時間以内)	
体育館	一 般	昼間	1,800円	夜間	3,100円	⇒	一 般	500円	
	登録団体	昼間	無料	夜間	無料		登録団体	500円	
校 庭	一 般	昼間	1,800円	夜間	3,100円	⇒	一 般	200円	
	登録団体	昼間	無料	夜間	無料		登録団体	200円	
教室・会議室 (生涯学習振興室を含む)	一 般	昼間	500円	夜間	1,200円	⇒	一 般	100円	
	登録団体	昼間	無料	夜間	無料		登録団体	100円	
庭球場	(使用料の設定なし)				⇒	一 般	100円		
						登録団体	100円		

(※) 夏期に無料開放している学校プールについて、原則有料 (1回200円) とします。ただし、区内在住・在学の児童及び乳幼児が利用する場合は、無料開放を継続します。

○学童クラブ利用料 (表 5)

	現 行	改定後
学童クラブ利用料	月額 3,000円	月額 4,000円
兄弟姉妹入会者	月額 1,500円	月額 2,000円

(※) 生活保護世帯等に対する軽減措置については継続します

○有料制自転車駐車場使用料 (表 6)

(単位：円)

階数等		屋根の有無	1か月		3か月		6か月	
			一般	学生	一般	学生	一般	学生
現 行	1階	あり	2,300	2,100	6,600	6,000	11,000	9,800
		なし	1,900	1,700	5,400	4,800	9,100	7,900
改定後	1階	あり	2,600	2,400	7,400	6,800	12,500	11,300
		なし	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900

(※) 料金体系に従いミニバイクを含むすべての定期使用料を改定します。なお、65歳以上を対象にした減額措置は廃止します。1日使用料は据え置きます。

○放置自転車撤去手数料 (表 7)

	現 行	改定後
放置自転車撤去手数料	3,000円	5,000円

○区施設駐車場の有料化 (表 8)

<既に有料化している施設>	<新規に有料化する施設>
区役所本庁舎	セシオン杉並
井草森公園	松ノ木運動場
上井草スポーツセンター	高井戸市民センター
	下高井戸運動場



Q7

集会施設、体育施設、学校開放施設の登録団体の取扱いが変更になると聞きました。どのように変更されるのですか？



A7

登録団体への減額や無料の取扱いは、原則、廃止します。また、集会施設、体育施設については、予約時の優先的措置を講じます。

集会施設の「地域登録団体（さざんか一ど登録団体）」、体育団体の「社会体育団体」に対する使用料の2分の1減額措置は廃止します。なお、体育施設については、区内の中学生以下の団体及び障害者の団体への2分の1減額は引き続き行っています。

また、学校開放施設の登録団体については、使用料無料の取扱いは廃止し、一般利用と同様に有料とします。なお、区内在住・在学の児童・生徒及びその指導者で構成された団体が利用する場合は、現行どおり無料とします（照明設備使用料を除く）。

さらに、登録団体への活動支援として、集会施設については、予約申込を3か月前（ホールは8か月前）から可能とする予約時の新たな優先措置を設けます。体育施設についても、これまでどおり予約時の優先措置を講じていきます。



Q8

登録団体の減額や無料の取扱いをなくすのはなぜですか？



A8

集会施設、体育施設、学校開放施設では、登録団体の利用が大部分を占めており、適正な受益者負担の観点から廃止するものです。

現在、集会施設及び体育施設では、登録団体の利用が7割程度、また、学校開放施設では、登録団体の利用が9割程度を占め、その利用が一般化しています。一方、こうした減額若しくは無料となっている部分は、公費で賄うことになり、結果として区民全体の負担となっています。

こうしたことから、適正な受益者負担の観点から、登録団体への使用料の減額や無料といった経済的優遇措置を廃止するものです。なお、集会施設及び体育施設については、登録団体の活動支援として予約申込時の優先措置を講じていきます。

Q9



使用時間区分等の見直しがあると聞きました。
どのように変わるのですか？

A9



集会室等について、利用機会の拡大や利用者負担の軽減を図る観点から、使用時間区分を細分化します。なお、体育施設の使用時間区分に変更はありません。

見直しの内容は、次のとおりです。

<集会室等>

現 行		見直し後（午後を細分化）	
午 前	9時から12時まで	午 前	9時から12時まで
午 後	13時から17時まで	午後①	13時から15時まで
		午後②	16時から18時まで
夜 間	18時から21時まで	夜 間	19時から21時まで

※ホール等を除きます。

※12時～13時、15時～16時、18時～19時の時間帯については、延長（前・後）利用が可能です。

21時～21時45分の時間帯については、延長（後）利用が可能です。

<体育施設>

変更はありません。

<学校開放施設>

現在1回5時間以内で設けている使用料の単位を1時間以内に変更します。

現 行	見直し後
1回5時間以内	1時間以内



Q10



学童クラブの利用料を値上げするのは、なぜですか？
また、おやつ代はどうなるのですか？

A10



施設数や定員数が増加していることに加え、運営時間を延長したことなどにより、運営・維持管理経費が増え、見直しが必要になったためです。おやつ代についての変更はありません。

学童クラブ利用料は、14年度から月額3千円をご負担いただいています。この間、利用児童が1,000人以上も増え、第二学童クラブを整備するなど施設数・定員数が増加していることに加え、運営時間を延長したことなどにより、運営・維持管理経費が、大きく増えてきています。こうしたことから、適正な受益者負担とするため、あらためて対象経費を算定した結果、利用料を4千円に見直すこととしたものです。

Q11



放置自転車を1台撤去するのに6千円の費用がかかっていると聞きました。今回、撤去手数料を6千円でなく、5千円とするのはなぜですか？

A11



撤去手数料が高いと古い自転車などは、所有者が取りに来ず、かえって区の出費が増えることから5千円としたものです。

今回の見直しでは、現在3千円の撤去手数料を5千円に引き上げることとしています。ご指摘にあるように、現在1台あたりの撤去費用は約6千円です。本来であれば、撤去手数料も6千円とすべきですが、一方で撤去手数料が高いと、古い自転車などは、所有者が取りに来ず、かえって区の出費が増えることになりかねません。こうしたことから、近隣区市の状況等も踏まえ5千円としたものです。区では、今後も放置自転車対策を強化し、まちの安全性を高め快適な都市空間が確保されるよう努めてまいります。



Q12



たくさんある区施設駐車場の中で、どうして4か所だけが有料になるのですか？他の施設はどうなるのでしょうか？

A12



一定規模の駐車スペースがあり、管理手法を工夫することで有料化が可能な施設として、今回4か所を選定しました。今後、他の区施設駐車場についても、今回の実施結果を検証し、有料化の検討を進めていきます。

区では、これまでは、概ね50台以上の収容規模を基準として、区役所本庁舎、井草森公園、上井草スポーツセンターの3施設での有料化を実施してきました。今回の見直しでは、施設に一定規模の駐車スペースがあり、管理手法を工夫することで有料化が可能と判断できるものは有料化していくという考え方のもとに、新たにセシオン杉並、松ノ木運動場、高井戸市民センター、下高井戸運動場の4か所の施設を有料化の対象としたものです。

今後、今回の実施結果を検証したうえで、他の区施設駐車場についても有料化に向けた検討を進めていきます。

Q 13



区民の負担増となる使用料等の見直しは見送るべきでは？

A 13



受益者負担の適正化と未利用者との公平性を確保していくため、定期的に見直し、適正なものとしていく必要があります。

使用料等の見直しについて、区民の皆さまのご理解をお願いいたします。

区では、使用料等の見直しにあたっては、区民の皆さまの負担増を招くこともありますので、慎重に行う必要があると考えています。

一方、例えば施設使用料では、使用料収入と施設の維持管理経費との不足分は、公費で賄うこととなり、区民全体の負担となることから、受益者負担の適正化と未利用者との公平性を確保していく上で、定期的に見直しを行うことが必要です。しかし、集会施設や体育施設などの使用料については、平成9年度以降、改定を行ってこなかったことから、現行使用料と直近の決算数値を用いた算定結果との間に差が生じています。こうしたことから、このたび使用料等の見直しを行うこととしたものです。

また、使用料等の見直しにあたっては、効率的な施設運営を行うなど、運営コストの削減に努めてまいります。

使用料等の見直しによって新たに得られる財源は、設備の改善や初心者が気軽に参加できる身近なスポーツや運動機会の提供、高齢者が参加しやすい健康増進プログラムの充実など、広く区民福祉の向上のために有効に活用していきます。

区民の皆さまのご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

